

議事

(1) 宇部市国民保護計画資料編(案)の作成について(危機管理室)

【主な説明内容】

- ・素案を幹事会で検討し、意見等を踏まえて資料編(案)を作成
- ・資料編(案)の構成については、県資料編を参考としている。
- ・7章で構成されており、各章の項目及びその内容等について概略を説明

(質疑等)

- ・資料1 - 3 岩国基地沖合移籍対話室の表記について、正しくは岩国基地沖合移設対話室である。御指摘のとおりで、修正を行う。
- ・3月21日に1市2町で合併する美祿市の記載はどうするのか。
合併前の市町名で掲載する。(注意事項として、3月21日で合併する旨記載する)
- ・資料4 - 4 - 6 安否情報照会書様式及び資料4 - 4 - 7 安否情報回答書様式の国籍欄に「日本国籍を有しないものに限る」と記載があるが、資料4 - 4 - 3及び4 - 4 - 4 安否情報収集様式の国籍欄に記載がないのは何故か。
御指摘の部分については、国が作成した様式を掲載してのものであるが、再度その様式を確認して、必要であれば修正を行う。
- ・資料4 - 3に「市町村立病院」とあるが、県内に村はないため正しくは「市町立病院」である。御指摘のとおりで、修正を行う。
- ・資料4 - 3に「山陽市民病院」の記載があるが、撤退したか、撤退予定ではないか。
再編時期と資料編作成時期の絡みもあるが、確認して必要であれば修正を行う。

(2) 事態別「避難実施要領」パターン一覧(案)の作成について(危機管理室)

【主な説明内容】

- ・避難実施要領の位置づけについて
武力攻撃事態等が発生し、国は事態認定及び県知事に通知し、県知事は市に対して避難の指示を行う。これを受けた市長は、国民保護計画に定めるところにより関係機関の意見等を聞いて、「避難実施要領」を定めなければならないとある。そして、避難実施要領の定めるところにより、市長は市職員、消防職員及び消防団を指揮して避難住民を誘導する。
- ・避難実施要領の定める事項について
避難経路、避難の手段、避難誘導、誘導に係る職員の配置、住民への伝達等が考えられるが、事務局としては、宇部市の特性を考慮し、国が示した避難実施マニュアルを参考に必要事項を盛り込んだ要領を8パターンとりまとめた。
- ・今回の避難実施要領はあくまで例であり、実際に事象が発生した場合には、関係機関と協議の上、事態に応じた要領を作成することになる。
- ・今回8パターンを作成したが、短時間に多数の避難住民の誘導および輸送にあたり、避難住民に対する情報伝達方法、避難時間、職員の配置、要援護者対応等の検討すべき課題もある。また、近隣の自治体や県との協力関係についても課題がある。県が作成を予定している避難マニュアルを参考に再度見直しを行う予定である。

(質疑等)

- ・総合庁舎近辺で事象が発生した場合、国、県現地対策本部は総合庁舎でよいのか。
その場合(今回示した要領の想定と違う場合)には、別の場所に設置する等を検討することになる。
- ・避難の際の自家用車の使用について、交通渋滞等の発生が予想されるが、どの道路を規制するか等何か方策を考えているか。
事前に検討することは難しい問題であるため、現状では、どこを規制するのかまでは考えていない。

(3) その他

- ・宇部市国民保護計画の修正について（危機管理室）
防衛施設庁が防衛省に統合されたことに伴う修正、日本郵政公社の民営化に伴う修正、市の組織再編に伴う修正のうち記載漏れ分について報告。
- ・宇部市国民保護協議会委員の再任について（危機管理室）
本協議会委員の任期が3月31日で2年の満期を迎えるが、国民保護行政の推進のため引き続き委員をお願いしたい。
- ・お気付きの点があれば、3月6日（木）までに報告してほしい。（副市長）

4 閉会